

別表1（第5条、第7条関係）

1 令和5年4月1日から同年5月7日までに係る基準額及び対象経費等

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>(1) 病床確保支援事業</p>	<p>(1) 病床確保料（1床当たり）</p> <p>※ ただし、下記(2)に該当する場合を除く</p> <p>ア 重点医療機関以外の病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU内の病床を確保する場合 97,000 円/日 ・ 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 41,000 円/日 ・ 上記以外の場合 16,000 円/日 <p>イ 重点医療機関である特定機能病院等</p> <p><稼働病床の病床確保料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU内の病床を確保する場合 436,000 円/日 ・ HCU内の病床を確保する場合 211,000 円/日 ・ 上記以外の場合 74,000 円/日 <p><休止病床の病床確保料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU内の病床を確保する場合 436,000 円/日 ・ HCU内の病床を確保する場合 211,000 円/日 ・ 療養病床を確保する場合 16,000 円/日 ・ 上記以外の場合 74,000 円/日 <p>※ 「特定機能病院等」とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。</p>	<p>医療機関の病床確保に係る経費及び患者退院後の消毒経費等</p> <p>（当該病床には、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために休床とした病床も含むものとする。）</p> <p>※ ただし、病床確保に係る経費について、陽性患者等を受け入れている期間は、本事業による補助の対象外とする。</p>	<p>10分の10</p>

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
	<p>ウ 重点医療機関である一般病院 <稼働病床の病床確保料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU 内の病床を確保する場合 301,000 円/日 ・ HCU 内の病床を確保する場合 211,000 円/日 ・ 上記以外の場合 71,000 円/日 <p><休止病床の病床確保料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU 内の病床を確保する場合 301,000 円/日 ・ HCU 内の病床を確保する場合 211,000 円/日 ・ 療養病床を確保する場合 16,000 円/日 ・ 上記以外の場合 71,000 円/日 		

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
	<p>(2) 病床確保料(病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情により、都がやむを得ないと判断した場合を除き、陽性患者用病床及び疑似症患者用病床それぞれにおいて、前3か月間の即応病床使用率が東京都平均の30%を超えて下回る場合/1床当たり)</p> <p>ア 重点医療機関以外の病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICU内の病床を確保する場合 68,000円/日 ・重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 29,000円/日 ・上記以外の場合 11,000円/日 <p>イ 重点医療機関である特定機能病院等</p> <p><稼働病床の病床確保料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICU内の病床を確保する場合 305,000円/日 ・HCU内の病床を確保する場合 148,000円/日 ・上記以外の場合 52,000円/日 <p><休止病床の病床確保料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICU内の病床を確保する場合 305,000円/日 ・HCU内の病床を確保する場合 148,000円/日 ・療養病床を確保する場合 11,000円/日 ・上記以外の場合 52,000円/日 <p>ウ 重点医療機関である一般病院</p> <p><稼働病床の病床確保料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICU内の病床を確保する場合 211,000円/日 		

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
	<ul style="list-style-type: none"> ・ HCU 内の病床を確保する場合 148,000 円/日 ・ 上記以外の場合 50,000 円/日 <p>< 休止病床の病床確保料 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU 内の病床を確保する場合 211,000 円/日 ・ HCU 内の病床を確保する場合 148,000 円/日 ・ 療養病床を確保する場合 11,000 円/日 ・ 上記以外の場合 50,000 円/ <p>※ 上記(1)及び(2)に係る休止病床については、稼働病床1床当たり2床まで（ICU・HCU病床は4床まで）を補助の上限とする。なお、休止病床については、当該病床を休止する前の区分により病床確保料を適用する。</p> <p>※ 即応病床使用率の算出に必要な「疑似症患者」とは、都道府県からの要請に基づき受け入れを行っている、新型コロナウイルスに感染しているおそれがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者（ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の疑似症の届け出が出されているものに限る。）とする。</p> <p>(3) 消毒経費等 知事が必要と認める額</p>		

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(2) 医療従事者特殊勤務手当支援事業	<p>医療従事者（1人当たり） 5,000 円/日</p> <p>※ ただし、医療機関の実支給額が1人当たり 5,000 円/日を下回る場合、実支給額とする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者等の診療に携わる医療従事者の待遇向上を図るため、医療機関が当該業務に携わる医療従事者に対し支給する特殊勤務手当</p>	10 分の 10
(3) 医療従事者宿泊先確保支援事業	<p>(1)新型コロナウイルス感染症入院医療機関医療従事者宿泊先確保支援事業 宿泊等経費（1人1室当たり） 13,100 円/日</p> <p>(2)入院医療機関事業継続支援事業 宿泊等経費（1人1室当たり） 8,000 円/日</p> <p>※ ただし、医療機関の実支出額が1人当たりの基準額を下回る場合、実費額とする。</p>	<p>(1)新型コロナウイルス感染症患者等の入院診療に携わる医療従事者の深夜勤務等のために行うホテルや住居等の借上げ等に要する経費</p> <p>(2)入院患者への感染防止及び従事職員の自宅内での感染防止のため、従事職員の宿泊先確保として行うホテルや住居等の借上げ等に要する経費</p>	10 分の 10

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(4) 医療施設施設・設備整備費補助事業	<p>(1) 入院施設の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用品（消耗品）及び備品購入費 133,000 円/床</p> <p>(2) HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） 905,000 円/施設</p> <p>(3) HEPA フィルター付パーティション 205,000 円/台</p> <p>(4) 人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000 円/台</p> <p>(5) 個人防護具 3,600 円/人</p> <p>(6) 簡易陰圧装置 4,320,000 円/床</p> <p>(7) 簡易ベッド 51,400 円/台</p> <p>(8) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000 円/台</p> <p>(9) 簡易診療室及び付帯する備品 実費額</p> <p>(10) 簡易病室及び付帯する備品 実費額</p>	<p>医療機関が新たに機器等を整備することに要する以下の経費</p> <p>(1) 入院施設の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用品（消耗品）及び備品購入費</p> <p>(2) HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）</p> <p>(3) HEPA フィルター付パーティション</p> <p>(4) 人工呼吸器及び付帯する備品</p> <p>(5) 個人防護具</p> <p>(6) 簡易陰圧装置</p> <p>(7) 簡易ベッド</p> <p>(8) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品</p> <p>(9) 簡易診療室及び付帯する備品</p> <p>(10) 簡易病室及び付帯する備品</p>	10 分の 10
(5) 代替医師派遣体制確保支援事業	<p>医師（1人当たり） 7,550 円/時間</p> <p><重点医療機関に派遣する場合></p> <p>医師（1人当たり） 15,100 円/時間</p>	<p>医師の派遣を行った医療機関が医師の派遣に要する経費</p>	10 分の 10

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(6) 休業等 医療機関 継続・再開 支援事業	(1) HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。) 購入額の上限 ; 905,000 円/台 ※ただし 1 施設当たり 2 台を上限とする。 (2) 消毒費用等 総事業費の上限 : 600,000 円/施設	新型コロナウイルス感 染により休業又は診療縮 小をした医療機関の継 続・再開時に要する経費 の 2 分の 1	10 分の 10
(7) 重点医 療機関等設 備整備費補 助事業	(1) 超音波画像診断装置 11,000,000 円/台 (2) 血液浄化装置 6,600,000 円/台 (3) 気管支鏡 5,500,000 円/台 (4) CT 撮影装置等 (画像診断支援プログ ラムを含む) 66,000,000 円/台 (5) 生体情報モニタ 1,100,000 円/台 (6) 分娩監視装置 2,200,000 円/台 (7) 新生児モニタ 1,100,000 円/台	重点医療機関等が新たに 機器等を整備することに 要する以下の経費 (1) 超音波画像診断装置 (2) 血液浄化装置 (3) 気管支鏡 (4) CT 撮影装置等 (画 像診断支援プログラムを 含む) (5) 生体情報モニタ (6) 分娩監視装置 (7) 新生児モニタ	10 分の 10
(8) 回復患 者等搬送 体制確保 事業	(1) 患者搬送同乗者経費 医師 (1 人 1 時間当たり) 7,550 円 医師以外の医療従事者 (1 人 1 時間当たり) 2,760 円 (2) 患者搬送費 実費額	賃金、報酬、旅費 役務費 (通信運搬費、 手数料、保険料) 委託 料	10 分の 10

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(9) 新型コロナウイルス感染症患者受入体制確保補助事業	総事業費の上限 4,500,000 円 (1) 新型コロナウイルス感染症患者の入院に対応するための院内感染拡大防止費 又は入院受入体制確保費 実費額	(1) 委託料、賃借料、使用料、報酬費、備品購入費、消耗品費、その他、都が必要と認める費用 ただし、医療施設施設・設備整備費補助事業の対象経費を除く	10 分の 10

※(4) 医療施設・設備整備費補助事業の事業者別申請可能機器一覧

対象施設	対象機器等									
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
実施要綱第3条の(4)のイの(ア)に掲げる施設		○	○		○		○		○	
実施要綱第3条の(4)のイの(イ)に掲げる施設	○			○	○	○	○	○		○